

# 立教大学試験実施全学共通規程

施行	1997年4月1日
改正	2006年4月1日
	2007年4月1日
	2009年4月1日
	2011年4月1日
	2013年4月1日
	2014年4月1日
	2015年4月1日
	2016年4月1日
	2018年4月1日
	2022年4月1日
	2024年4月1日
	2026年4月1日

## 第1章 目的

(目的・適用範囲)

第1条 立教大学（以下「大学」という。）における定期試験（筆記試験）の実施に当たっては、この規程によって実施することを原則とする。この規程に定めのない事項については、当該試験科目を設置展開している学部等の試験規程による。

## 第2章 試験の実施

(定期試験)

第2条 定期試験は、講義終了後行う。ただし、学部等の定める時期にこれを行うことを妨げない。

(受験資格の喪失)

第3条 次の各号に該当する学生は、受験資格を失う。

- (1) 学生証の不携帯者（ただし、「臨時学生証」所持者を除く。）
- (2) 休学中の者
- (3) 停学中の者

(出校停止による受験不可)

第3条の2 インフルエンザ，麻しん等学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に定める学校感染症（学校において予防すべき感染症）（以下「学校感染症」という。）に罹患中の者は試験を受験することができない。

(学部等の実施規程)

第4条 そのほかの実施に当たっての細則は、本規程に反しない範囲で、学部等がこれを定める。

## 第3章 再試験・追試験・試験時間重複特別試験・全学共通科目英語単位認定試験

(再試験)

第5条 再試験は、これを行わない。

(追試験)

第6条 次条に定める追試験の受験資格に該当し、かつ、各学部等が許可した場合には追試験を実施する。

(追試験の受験資格)

第7条 追試験を受験できる者は、定期試験を次の事由で受験できなかった者に限る。

- (1) 入院による登校不能または医師の診断書を伴う病気・ケガによる登校不能(月経痛を含む。)
- (2) 第3条の2による学校感染症罹患による登校不能
- (3) 忌引  
(保証人、配偶者及び3親等以内の血族又は姻族に限る。法事は含まない。葬儀等への参加に必要な合理的な移動時間、移動日を含む。)
- (4) 交通機関の30分以上の遅延
- (5) 重大な事件・事故・災害による登校不能
- ①事件・事故の当事者となり試験当日に登校できなかった場合
- ②事件・事故に遭遇し、警察の聴取や人命救助等を行ったため、試験当日に登校できなかった場合
- ③自然災害・火災等により、自宅の損傷や、復旧作業または自宅からの避難が発生し、試験当日に登校できなかった場合
- (6) 学校・社会教育講座の各種実習、体験等
- (7) 就職試験(面接試験・筆記試験)であって、試験の日程が変更できない場合  
(受験に必要な合理的な移動時間、移動日を含む。)
- (8) 大学院の入学試験  
(本学の大学院入試を含む。)
- (9) 国または国に準じる地域等の代表としての競技等への参加
- ①日本オリンピック委員会(JOC)に加盟する団体(正加盟団体、加盟団体、承認団体のいずれも含む)または日本パラリンピック委員会(JPC)に加盟する団体による要請に基づく、日本代表としての競技大会およびそれに付随して行われる練習活動(合宿を含む。)への参加あるいは帯同(それらに伴う合理的な期間での移動を含む。)
- ②JOCまたはJPC加盟団体以外の団体(文化活動に関わる団体を含む。)による要請であって、定期試験開始前に大学によって日本代表としての活動と認めるのが相当であると承認されたものについて、上記①を準用する。
- ③日本以外の国または国に準じる地域等の代表に選出された学生については、上記①②を準用する。
- (10) 裁判員選任手続期日又は裁判員に選任された公判のための裁判所への出頭
- (11) 上記(1)～(10)以外に、大学が時限的に追加した事由  
(該当する事由がある場合は試験方法発表掲示で指示する。)

(追試験受験手続)

- 第8条 追試験を受験する者は、試験実施日の翌日から1週間以内(翌週の同じ曜日を含む。なお、締切日が窓口業務を行わない日の場合は次に窓口業務を行う日までとし、以下この章における日付の満了日について同じ。)に追試験受験申請書を提出し、かつ、欠席理由を証明しなければならない。
- 2 前条第1項第1号から第10号までに関しては、それぞれ次の書類を提出すること。
- (1) 試験当日に登校不能であることがわかる「入院計画書」または医師の「診断書」
  - (2) 医療機関の発行する出校停止期間と登校可能日が記載された「診断書」又は医療機関が記載し証明した大学所定の書式である「学校感染症登校可能証明書」
  - (3) 本人作成の「事情書」およびその事実を明らかにするもの(死亡に関する公的証明書、会葬礼状等)
  - (4) 交通機関発行の遅延証明書
  - (5) 本人作成の「事情書」および官公庁や医療機関、保険会社、鉄道会社等が作成した客観的事実がわかる書類。
  - (6) 実習・体験期間証明書
  - (7) 本人が受験したことを証明する受験先機関発行の証明書(就職試験の場所、日時を明記。社印が押印されていること。)
  - (8) 受験票のコピー
  - (9) ①国または国に準じる地域等の代表として選出されたことを示す派遣元団体が発行した文書。  
当該文書だけでは情報が不足している場合は、本人作成の「事情書」を求める。
  - ②上記①を準用する。(事前の相談時に指示する。)
  - (10) 裁判員選任手続期日における裁判所への出頭の場合は出頭した裁判所で出頭日の証明を受けた「選任手続期日のお知らせ(呼出状)」, 裁判員に選任された場合は出頭した裁判所の発行する裁判員職務従事期間についての「証明書」

(試験時間重複特別試験)

第 9 条 次条に定める試験時間重複特別試験の受験資格に該当し、かつ、各学部等が許可した場合は、試験時間重複特別試験を実施する。

(試験時間重複特別試験の受験資格)

第 10 条 試験時間重複特別試験を受験できる者は、受験すべき定期試験（5 大学間単位互換制度による科目等の他大学履修科目や、他大学等との共同実施科目を含む。以下この章において同じ。）を次の事由で受験できなかった者に限る。

(1) 受験すべき定期試験の実施時間が重複したとき。

(2) 受験すべき定期試験が同日中に異なる校地で複数科目実施される場合であって、その場合の校地移動時間に不足が認められたとき。

2 前項第 1 号において、学生の所属学部の科目と他学部の科目の試験が重複する場合、大学は当該学生に対し、後者の科目を定期試験期間内に受験させ、前者の科目を試験時間重複特別試験で受験させるものとする。ただし、特段の事情があると大学が認める場合は、この限りでないものとし、その場合は当該学生に対して別途指示を行う。

3 前項の規定は、大学の科目と他大学履修科目、又は大学と他大学との共同実施科目が重複する場合、他学部を他大学、学生の所属学部を大学と読み替える。

4 第 1 項 2 号において、校地移動時間に不足が生じた場合は、実施される時限が先の試験を定期試験期間内に受験し、実施される時限が後の試験を試験時間重複特別試験で受験させるものとする。

(試験時間重複特別試験受験手続)

第 11 条 試験時間重複特別試験の受験を希望する者の申請手続は、当該学期の定期試験実施期間の最初の日から 1 週間前までに、試験時間重複特別試験申請書を提出することによる。ただし、申請締切日以降に、試験時間が変更されたことにより前条の事由が発生した場合の申請期間は、当該試験実施日の翌日から 2 日以内とする。

(全学共通科目英語単位認定試験)

第 12 条 全学共通科目英語単位認定試験（以下、英語単位認定試験）は、第 2 条に則り実施するものとし、全学共通カリキュラム運営センターが許可した対象者に対して実施する。

2 英語単位認定試験は、追試験および試験時間重複特別試験を行わない。

## 第 4 章 不正行為

(受験資格の喪失)

第 12 条 試験監督者は、受験者の不正行為について認定を行う。

2. 不正行為を認定した場合、試験監督者は不正行為者の受験を停止させ、その場で待機を指示する。また、科目設置学部等の指示がある場合は退室させることができる。

3. 科目設置学部等の当該時限責任者は、不正行為者と面談を行い、必要に応じて科目設置学部等執行部と連携のうえ、不正行為の最終認定を行う。科目設置学部等は、最終認定を受けた者の所属する学部等へ報告する。

(受験資格の喪失)

第 13 条 定期試験を受験中の学生の不正行為が、前条に則り最終認定された場合、その学生の当該学期の英語単位認定試験及び当該学期の筆記試験全科目の受験資格を喪失させ、その成績は全て不合格とする。

(有効科目)

第 14 条 前条の場合において、平常点科目はこれを有効とする。

2. 口頭試問科目は、第 13 条第 3 項に定める不正行為が認定される筆記試験科目の試験開始時刻（定刻）以前に実施されたもののみ有効とする。

3. レポート試験科目は、第 13 条第 3 項に定める不正行為が認定される筆記試験科目の試験開始時刻（定刻）以前に Web 提出されたもののみ有効とする。

(懲戒の決定)

第15条 不正行為を行った者は、本学学則第56条に基づき、これを懲戒する。

第16条 不正行為を行った者の懲戒は、本学学則第57条に基づき、教授会の議を経て、総長がこれを行う。

## 第5章 その他

(改廃)

第17条 この規程は、全学教務委員会の議を経て部長会が改廃する。

附 則

1 本規程は、1997年4月1日から施行する。

2 この規程の施行規則は、別に定める

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。